

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施する。

平成20年9月5日

鳥取県公安委員会委員長 井手添 正

## 1 講習に係る警備業務の区分等

### (1) 講習に係る警備業務の区分

- ア 法第2条第1項第1号に規定する警備業務（以下「1号警備業務」という。）
- イ 法第2条第1項第2号に規定する警備業務（以下「2号警備業務」という。）
- ウ 法第2条第1項第3号に規定する警備業務（以下「3号警備業務」という。）
- エ 法第2条第1項第4号に規定する警備業務（以下「4号警備業務」という。）

### (2) 講習の区分

- ア 法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「資格者証等」という。）の交付を受けていない者に対して行う講習（以下「新規取得講習」という。）
- イ 講習規則第6条に規定する講習（以下「追加取得講習」という。）

## 2 実施日時

警備業務の区分	講習の区分	実施期日	実施時間
1号警備業務	新規取得講習	平成20年10月23日（木）	午前11時から午後5時10分まで
		同月24日（金）から同月30日（木）まで（日曜日及び土曜日を除く。）	午前8時30分から午後5時10分まで
		同月31日（金）	午前8時30分から午後1時まで
	追加取得講習	平成20年10月23日（木）	午前11時から午後5時10分まで
		同月24日（金）及び同月30日（木）	午前8時30分から午後5時10分まで
		同月31日（金）	午前8時30分から午後1時まで
2号警備業務及び3号警備業務	新規取得講習	平成20年10月24日（金）	午後0時50分から午後5時10分まで
		同月27日（月）から同月30日（木）まで	午前8時30分から午後5時10分まで
		同月31日（金）	午前8時30分から午後1時まで
	追加取得講習	平成20年10月24日（金）	午後0時50分から午後5時10分まで
		同月30日（木）	午前8時30分から午後5時10分まで
		同月31日（金）	午前8時30分から午後1時まで
4号警備業務	新規取得講習	平成20年10月27日（月）	午前8時から午後5時10分まで
		同月28日（火）から同月30日（木）まで	午前8時30分から午後5時10分まで
		同月31日（金）	午前8時30分から午後1時まで
	追加取得講習	平成20年10月30日（木）	午前8時から午後5時10分まで
		同月31日（金）	午前8時30分から午後1時まで

## 3 実施場所

鳥取市東町一丁目271 鳥取県警察本部庁舎

#### 4 受講定員

- (1) 新規取得講習 各警備業務とも10名程度
- (2) 追加取得講習 各警備業務とも5名程度

#### 5 講習事項

##### (1) 新規取得講習

- ア 警備業務実施の基本原則に関すること。
- イ 警備業法その他警備業務の実施の適正を確保するため必要な法令に関すること。
- ウ 警備業務に係る基本的な知識及び技能に関すること。
- エ 警備業務の区分に応じた専門的な知識及び技能に関すること。
- オ その他警備員指導教育責任者として必要な指導及び教育に関すること。

##### (2) 追加取得講習 警備業務の区分に応じた専門的な知識及び技能に関すること。

#### 6 受講対象者

受講対象者は、次に掲げる講習の区分に応じ、それぞれ定める者とする。

##### (1) 新規取得講習 次のいずれかに該当する者とする。

- ア 受講しようとする警備業務（以下「当該警備業務」という。）の区分に係る警備業務に従事した期間が、最近5年間に通算して3年以上である者
- イ 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。以下「1級検定」という。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者
- ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。以下「2級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務に従事しているもの
- エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。）に合格した者
- オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事しているもの

##### (2) 追加取得講習 当該警備業務以外の警備業務の区分に係る資格者証等の交付を受けている者であって、(1)のアからオまでのいずれかに該当する者

#### 7 受講申込書の受付期間

平成20年9月16日（火）から同月22日（月）まで（土曜日及び日曜日を除く）の午前8時30分から午後5時30分まで。ただし、定員になり次第締め切る。

#### 8 受講申込書の提出先

鳥取県内の各警察署（持参以外の方法による受講申込書の提出は、認めない。）

#### 9 受講申込書の提出部数等

受講申込書は1通とし、写真（受講申込前6月以内に撮影した無帽、正面、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメートルの大きさのもの）をその所定欄にはり付け、次に掲げる書類を添付すること。

##### (1) 6の受講対象者に該当することを疎明する次に掲げる書類各1通

- ア 6の(1)のアに該当する者にあつては、当該警備業務に従事したことを証明する警備業者等の作成に係る書面（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書
- イ 6の(1)のイに該当する者にあつては、1級検定に係る合格証明書の写し
- ウ 6の(1)のウに該当する者にあつては、2級検定に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書
- エ 6の(1)のエに該当する者にあつては、旧1級検定に係る合格証の写し
- オ 6の(1)のオに該当する者にあつては、旧2級検定に係る合格証の写し及び警備業務従事証明書

(2) 追加取得講習を受講しようとする者にあつては、資格者証等の写し1通

10 受講手数料及び納付方法

受講手数料は、次の表の左欄及び中欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる金額に相当する鳥取県収入証紙を警備業関係手数料納付書の所定欄にはり付けて納付すること。この場合、消印をしないこと。

警備業務の区分	講習の区分	受講手数料
1号警備業務	新規取得講習	47,000円
	追加取得講習	23,000円
2号警備業務及び 3号警備業務	新規取得講習	38,000円
	追加取得講習	14,000円
4号警備業務	新規取得講習	34,000円
	追加取得講習	10,000円

11 その他

(1) 講習終了後に修了考査を行う。

(2) 受講者は、印鑑及び筆記用具を持参すること。

(3) この講習についての問合せは、各警察署又は鳥取県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話0857-23-0110）にすること。